

瀬戸市ホテル等の建築の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年9月25日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第39号

瀬戸市ホテル等の建築の規制に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市ホテル等の建築の規制に関する条例（平成4年瀬戸市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(4)まで <省略></p> <p>(5) 市街化調整区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）<u>第7条第3項</u>に規定する市街化調整区域をいう。</p> <p>(6)及び(7) <省略></p> <p>(8) 風俗関連ホテル ホテル等のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）<u>第2条第6項第4号</u>に規定する営業の用途に供する建築物又はこれに類する建築物で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>アからカまで <省略></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(4)まで <省略></p> <p>(5) 市街化調整区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）<u>第7条</u>に規定する市街化調整区域をいう。</p> <p>(6)及び(7) <省略></p> <p>(8) 風俗関連ホテル ホテル等のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）<u>第2条第4項第3号</u>に規定する営業の用途に供する建築物又はこれに類する建築物で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>アからカまで <省略></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。